

県民芸術劇場を実施するにあたっての注意事項

○学校公演（必ずお読みください。）

1 プログラム等を作成する場合

- (1) 「県民芸術劇場」という指定ロゴを使用してください。
注) ロゴデータ※が必要な場合は、当協会ホームページからダウンロードしてご活用ください。
- (2) 次の趣旨の文言を記載してください。

「県民芸術劇場 学校公演」は、児童・生徒の皆さんに優れた舞台芸術を身近に鑑賞していただけるよう、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が県の補助を受けて、その経費の一部を負担し、県内芸術団体等の協力を得て実施するものです。

- (3) 主催者として公益財団法人兵庫県芸術文化協会を、共催者として兵庫県及び兵庫県教育委員会を必ず入れてください。

2 実施報告書の提出

公演終了後2週間以内に、実施報告書(様式2)※を提出してください。

注) 実施報告書の提出がないと、公演団体へ当協会負担分の支払いが出来ませんので、必ず期限内に提出してください。

- (1) 添付資料

①プログラム等内容がわかる資料、②公演の記録写真、③児童・生徒の感想文など

- (2) 当協会は1回公演の出演料のみ負担のため、2回目以降の出演料や付随する経費は、地元主催者が負担することになります。

3 源泉所得税の徴収

源泉所得税徴収が必要な公演団体(別紙一覧)については、源泉所得税を管轄の税務署へ納付してください。

事務処理については、国税庁のホームページを参照してください。

4 出演契約

公演団体と必要に応じて出演契約を締結する場合は、公演団体に確認してください。参考までに、契約書の記載例を添付しています(当協会へ契約書の提出は不要です)。

5 内容変更の連絡

決定通知の内容に変更があった場合は、必ず当協会へお知らせください。

★データ送付先 【E-mail】 kengei@hyogo-arts.or.jp
公益財団法人 兵庫県芸術文化協会 県民芸術劇場担当

注) ※印の様式は下記の当協会ホームページからダウンロードしてご活用ください。

「県民芸術劇場」で検索または

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/school/>

開催日の変更及び中止について

【開催日の変更について】

開催日の変更を希望される場合は、地元主催者よりすみやかに公演団体と開催日を調整のうえ、当協会へ協議書※をご提出ください。

【開催の中止について】

開催日の変更等の調整がつかずやむを得ず中止をされる場合は、地元主催者より公演団体と必ず話し合いのうえ、当協会へ協議書※をご提出ください。

注) ※印の様式は下記の当協会ホームページからダウンロードしてご活用ください。

「県民芸術劇場」で検索または

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/school/>